

支部執行委員長 様  
支部法制部長 様  
単組執行委員長 様  
職 場 長 様

長野県教職員組合  
執行委員長 宮田 弘則

## 「1年単位の変形労働時間制」に対すとりくみについて（要請）

日頃より、組合活動にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

7月17日、文部科学省は都道府県において公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定を求める通知を发出了しました。

「1年単位の変形労働時間制」は、恒常的な時間外労働が無いことを前提とする制度です。しかし、学校では恒常的に時間外労働が行われており、緊急の打ち合わせや子どもの指導、保護者への連絡等が入ることも多く、この制度には適合していません。文科省は、「休日のまとめ取り」を「目的とする場合に限り」この制度を導入するとしています。長期休業期間中といえども教職員にはさまざまな業務があり、新型コロナウイルス対応のため、長期休業が短縮される中、夏季休暇や年休の取得すら、ままならないのが実態です。また、休校後に再開した学校では教職員が消毒作業や清掃など新たな業務負担に追われています。加えて、客観的な勤務時間管理が適切に行われておらず、45分間の休憩時間が取れない実態や、持ち帰り仕事と土日出勤の実態も正しく反映されていない状況です。

このような中に「1年単位の変形労働時間制」を導入して所定の勤務時間を延長することは、「8時間労働」の原則を壊すだけでなく、超過勤務の実態を覆い隠し、更なる超過勤務を助長しかねません。教職員のいのちと健康を守る上でも、子どもたちにゆきとどいた教育をおこなうための条件整備をすすめる上でも、許されないことです。

以上のことから、下記のとりくみを要請します。

### 記

- とりくみ
  - ①学校長への申し入れ・懇談（各職場で）
  - ②校長会への申し入れ・懇談（支部で）
  - ③市町村教育委員会への要請書提出・懇談（単組または支部で）
- とりくみ方法
  - ①職場で号外「1年単位の変形労働時間特集」（2020-49）等を使って学習し、学校長に対して、市町村教委に「1年単位の変形労働時間制」を導入しない意向を伝えるよう、別紙「申し入れ書」を使い、申し入れや懇談をする。
  - ②支部では、校長会に対して、県教委に「1年単位の変形労働時間制」を導入しない意向を伝えるよう申し入れや懇談をする（ひな形参照）。
  - ③単組ごと、または支部で一括して、市町村教委に対し、県教委に「1年単位の変形労働時間制」を導入しない意向を伝えるよう要請する（ひな形参照）。
- 期 間
  - ①②③ともに、本指発到着後、9～10月中を目途に行う。
- そ の 他
  - (1)支部では、校長会への申し入れや市町村教委への要請の実施について、別紙報告書でFAXにて報告して下さい（10月末日まで）。
  - (2)本指発及び申し入れ書、要請書については、県教組HP（組合員のページ）にも掲載します。

長野県教職員組合 法制部  
（担当）今井、近藤拓、宮尾  
TEL：026-235-3700  
FAX：026-234-6260